

お客様各位

クレディ・スイス銀行 東京支店

当支店において、金融商品取引法上の特定投資家以外の投資家であるお客様を特定投資家とみなしてお取引させていただく期間（注1）の末日（「期限日」（注2））は、毎年1月31日とさせていただきます。

注1）銀行法13条の4において準用される金融商品取引法第34条の3第2項

注2）銀行法13条の4において準用される金融商品取引法第34条の3第2項第2号